

一國平均役の成立過程と中世莊園の形成

鎌倉佐保

はじめに

一國平均役とは、一國單位に原則として莊園・公領を論ぜず賦課された課役であり、莊園公領制に基礎を置く中世國家の成立を示すものとして、また「國土統治という理念を體現した租税」^②として、これまで國制史的視点から税制・國家財政論のなかでその成立過程が論じられてきた。だが平均に課すといいながらも免除地や京濟（京都）において莊園領主から徴収する^①などの例外措置があること、また文書業務と徴収組織が異なる、各国ごとに一宮造・管領など独自の平均役賦課が行われる、各地で常時複数の平均役・徴収が同時進行している実態があるなどのことから、「九州之地者一人之有也」という壮大な構想のわりに、その実態はローカルで矛盾に満ちていたのではないだろうか」という本郷恵子氏の指摘もある^③。

これまで一國平均役に関しては多くの研究が蓄積され、個別課役の成立過程や、賦課・徴収の実態、濟例、租税としての成立過程などが明らかにされてきた。だがそれらの研究は、莊園公領制の成立を前提とし、莊園整理令による莊園・公領の空間的分離と一体の政策として一國平均役を捉え、莊園・公領の上に立った國家高權の表象として捉えるという枠組みのなかで論じられてきたといつてよい。しかし、近年の莊園制成立史研究によってこれまでの通説的理解が大きく修正される現状にあつては、一國平均役の成立過程についても今一度、「矛盾にみちた実態」に目を向けながら捉え直す必要があるだろう。

特に、中世荘園の多くが内部に公領を包摂して成立したこと、荘園整理令は荘園と公領とを分離する政策ではなく、荘園の免田拡大を抑制し荘園内に加納・余田を生み出すものであったことが明らかとなったことで、荘園整理政策と一國平均役を一体の政策として捉えてきた従来の理解は成り立たなくなつた⁴。また中世荘園の形成は、一一世紀末、院政開始以降に大きな構造転換をともないながら展開していくことが明らかとなり、一一世紀初頭に申請が出されはじめ一一世紀中葉から展開していく一國平均役と、中世荘園形成との関係についても再検討が求められている⁶。

一國平均役の成立については、後三条天皇親政期、延久の荘園整理令や宣旨柙の制定・大田文の成立と関連づけて捉える小山田義夫氏・石井進氏の見解、税制史的視点から長久元年（一〇四〇）に朝廷の政策のもとに一國平均役が成立するとした詫間直樹氏の研究、寺社領を含む荘園・公領一律に賦課された建久四年（一一九三）に一國平均役の成立をみる森本正憲氏の研究などがあるが、国家財政史・税制史の視点から一國平均役という租税制度の成立・確立を明らかにした上島享氏の研究が、現段階でもっとも的確にその成立過程を捉えている。それによつて一國平均役の成立過程を簡単にまとめると次のようになる⁷。

一一世紀において一國平均役はいまだ特別な課役ではなく臨時雑役の一種と捉えられており、制度自体が未定着であったが、一二世紀に入ると代表的な一國平均役がすべて出そろい、康治二年（一一四三）にはそれらが「八箇公事」とも称され、荘園領主・在地からは勅事・院事という言葉も使われはじめる。そして保元二年（一一五七）の造内裏行事所切符の発給を初見として、朝廷が一國平均役賦課・徴収に積極的に関与しはじめること、また一國平均役免除に一括免除という形態が出現すること、朝廷が一國平均役の総称として「勅事・院事」という言葉を用いるようになることをもって、後白河親政・院政初期に租税としての一國平均役が制度的に確立する。

この理解を前提として、本稿では一國平均役賦課の展開、確立の過程を荘園の側から捉えてみたい。その際、一國平均役として賦課される課役だけでなく、荘園に賦課される多様な雑役にも眼を向けながら見ていくこととしたい。

一、一国平均役賦課の開始と荘園整理令

まず基礎的な事実を確認しておきたい。一国平均役の賦課申請の初見は、寛弘八年（一〇一一）三条天皇の大嘗会用途調達に際して悠紀（近江）・主基（丹波）国からの申請として「不論神寺・王臣家座（座カ）同令勤大嘗会事」と見えることである⁸。その後長元四年（一〇三一）尾張国が宮城大垣修造役を「王臣家諸庄神寺所領論ぜず平均に」賦課することを申請し、寺社領を除外し認可されたのが一国平均役認可の初見である⁹。このような大嘗会用途や内裏造営・修造費用は通常、各国に国宛され、国宛された国司が国内公田に臨時加徴をおこなうことでまかなわれていた。それに対して一一世紀初頭から荘園にも「平均に」賦課せんとする平均賦課申請が出されるようになるのは、公田への臨時加徴のみでは費用調達が困難となる状況、公田数の減少、荘園（国免荘）の増加・免田の拡大という状況があつたからにはかならない。

だがこの段階においては、いまだ平均役賦課申請は限定的であり、多くの場合、このような臨時加徴は公田賦課を基本としていた。寛仁元年（一〇一七）醍醐寺領伊勢国曾禰荘に造内裏料加徴が賦課されているが、これは本田数を減じて六〇町を公田とみなし賦課されたもので、寺家が荘園四至内には公田は存在しないとして免除を求めたように、曾禰荘への造内裏料加徴は国宛された造内裏料を国内公田に宛て課したものであつた¹⁰。

長久元年（一〇四〇）内裏造営に際して朝廷は全国に向け荘園整理令を発令した。以降、内裏造営のたびに荘園整理令が発せられることとなる。それと同時に、長久元年には美濃・山城で造内裏料が一国平均役として賦課されたことが確認される。これをもって従来は、荘園整理令を一国平均役賦課の前提として荘園と公領とを確定する役割になつたものとして捉えてきた。しかし荘園整理令は、新立荘園の停止、既存の荘園にあつては新たな免田の停止・免田拡大の抑制を目的とし、荘田（免田）を収公して官物・臨時雑役や造内裏役などの臨時加徴をおこなうものであるのに対して、一国平均役賦課は、荘田収公をおこなわず荘公一律に臨時加徴をおこなうとするもので

あり、賦課対象を荘田にまで広げて臨時経費を確保しようとするものであったことに注意しなければならない。⁽¹²⁾

長久以後、院政期に至っても、朝廷は内裏造宮に際して荘園整理令を発し、また各国では国司が任初に申請して荘園整理令が発せられたように、朝廷の対荘園政策の基調は荘園整理にあった。一方一国平均役賦課は、一一世紀段階では延久までは明確には造内裏役・造興福寺役に限られており、それも全国一斉に行われたのではなく、国司の申請に応じて認可がされた。延久の内裏造宮に際しては、多くの国で一国平均役として造内裏役が賦課されたとみられ、また以後一一世紀末には役夫工米賦課がはじまり、一二世紀初頭に役夫工米・大嘗会役・野宮役が始まり定着していく。

こうした一国平均役がどのように荘園整理令と関連しながら展開していくのか、また荘園の側にはどのように賦課されていたのか。本稿ではまず、東大寺領美濃国大井・茜部荘を素材として、一一世紀中葉以降、両荘にどのような課役がどのように賦課されていたのかを明らかにすることからはじめたい。⁽¹³⁾もとより大井・茜部荘は、九世紀以来の東大寺領荘園であり、一国平均役認可の際除外された「寺社領」にあたる。その点で一国平均役賦課の実態を明らかにするうえでは必ずしもよい例とはいえないかもしれないが、大井・茜部荘においては一一世紀半ば以来さまざまな臨時課役が賦課され、また一国平均役賦課もおこなわれていく。荘園側から諸役賦課の実態を見るには好例である。その具体的な様相をまずは見ていくことにしたい。

二、美濃国大井・茜部荘における一国平均役賦課と荘園整理令

美濃国茜部荘は、もとは桓武天皇勅旨田で、大同四年（八〇九）厚見荘として立券され、その後、弘仁九年（八一八）東大寺に施入された荘園であり、大井荘は天平勝宝八年（七五六）に聖武天皇が東大寺に施入したと伝える荘園である。この両荘では、長久元年（一〇四〇）に造内裏料加徴・防河夫役が賦課されて以降、国衙との間で、

臨時加徴や荘園整理による収公をめぐる激しい攻防が続いた。それは焦点となった問題によっていくつかの時期にわけることができる。

まず長久元年（一〇四〇）以後、一國平均役賦課と荘園整理による荘田収公が繰り返される時期である。これらで荘園整理令は一國平均役の前提として一体的な政策と捉えられてきたため、この具体的な過程は明確に捉えられてこなかった。大井・茜部荘ではそうした国衙との抗争のなかで天喜四年（一〇五四）改めて四至榜示を打ち、国使不入・雑役免除の官宣旨を得たが、それは抗争の解決とはならず、延久荘園整理令で記録所による公驗審査を経た延久三年に領掌を認める太政官牒が発給されてもなお問題は続いた。だが延久以後には、問題の性格が若干異なってくる。本章ではまず延久までを見ていきたい。

美濃国大井・茜部荘では、長久元年、国司大江定経により「造内裏料加徴并防河夫役」が賦課された。⁽¹⁴⁾この臨時加徴は、「今年新たに宣旨ありと号して」賦課されたことから、美濃国司が国宛された造内裏費用の一國平均役賦課申請を行い、宣旨による認可を得て、美濃国内で一國平均役賦課が行われたものと考えられる。だがその一方で時の国司大江定経は、荘田を収公し臨時雑役を賦課したとも訴えられていた。⁽¹⁵⁾一國平均役賦課と荘田収公による賦課という双方の論理を用いて国司は荘園への賦課を行おうとしていたのである。

次の国司源頼国も同様である。国司頼国は国内に「宣旨」を申し下して、「権門庄園不輸租田を論ぜず、御馬通送・官使供給・借馬夫役等」を宛て課してきたという。この「宣旨」とは明らかに一國平均役賦課の認可である。この時の一國平均役として賦課されたのは、国内の作田が減少しみな荒廃してしまったためだが、荘園の多くは本家の威勢によってこれらの役に随わなかったが、大井・茜部荘は往古寺領である事も聞き入れられず官使・国使に侮凌されたという。その一方で、国司頼国は着任当初に、荘田一〇余町を収公し、同じ御馬通送夫役や相撲使供給等の役を宛て負わせたという。このとき各務郡内の駅から可兒郡瓶前駅までの百の役、あるいは信濃国まで数十日の役などにかり出され、使者が取り用いた借馬五疋は結局荘に返されなかったという。国司頼国は永承五年

(一〇五〇)に前司と見えるので、¹⁶これらは寛徳から永承年間前半の頃のことであろう。御馬通送とは、陸奥貢馬を通過する役で、朝廷から宛てられた役であったが、国司頼国がこの御馬通送役のために一国平均役申請をしたかどうかは疑わしい。この時期永承元年(一〇四五)に内裏の新造があったことを考えると、造内裏役賦課に関わる一国平均役であった可能性が高いように思われる。国司は一国平均役賦課の宣旨を獲得したのに乗じて、造内裏料だけでなく、その他の課役を荘園に賦課していったのではなからうか。

こうした国司による荘園への諸役賦課の拡大は、同じ東大寺領の山城国玉井荘でも確認できる。天喜二年(一〇五四)「新たに宣旨ありと号して」造内裏加徴が宛て課され、拒捍使によつて「造宮料加徴」や「防河夫役」が責め立てられただけでなく、「齋宮上下夫并に夫馬」「宇佐使供給夫馬」、さらには「国宰私の夫役」、「檢非違使供給并に私の干し藹等」までもが徴収され、「馬司藹使」が荘園に放ち入れられた¹⁷という。玉井荘でも、一国平均役賦課認可の「宣旨」に基づき、造内裏料加徴のみならず、国司の私的な夫役やその他多くの夫役・雑役徴収がなされたのである。

さて美濃国大井・茜部荘においては、次の国司高階業敏の任初にふたたび見作田三〇余町が収公され、「田率官物・急々雑役」が賦課されたが、天喜二年(一〇五四)、東大寺は造内裏加徴も宛て課されたとしてその免除を訴えた。東大寺はこのとき収公免除と造内裏加徴免除の二つの訴えを提出し、二通の免除の官宣旨を得た。¹⁸荘田収公による官物・雑役賦課、そして造内裏加徴の双方について別個に免除を申請し、宣旨を獲得したのは、それらが別の論理による賦課だという認識があったためであろう。ただしこのときの造内裏料加徴が一国平均役として賦課されたかは確証がない。造内裏料加徴に関して美濃守高階業敏は、去年以来の荘司の公田官物未進を催徴したのを東大寺側が免除の宣旨(長久元年の免除官宣旨)にこと寄せて訴えたのではないか、と弁明しており、このことを考えると、東大寺が造内裏加徴として訴えたのは実際には収公田の官物未進の徴収であり、造内裏料の一国平均役賦課ではなかった可能性¹⁹がある。この時の賦課が一国平均役としてでなく収公田への賦課であったとしても、少なく

とも、これが恒例の官物・臨時雑役とは区別される課役として認識されはじめ、別個に免除が求められていったことは注目してよいだろう。

さらに翌天喜三年（一〇五六）、美濃国では国内諸莊園にふたたび陸奥国貢上御馬雑役が賦課された。大井莊には御馬雑役として「借屋間半、其捕^捕設装束并備机四前、借馬一疋、夫二人、秣五束、大豆一斗」が宛て課されたという²⁰。同時に大井莊には、里内裏一条院の造営料として造廊作料米一九〇石六升の内の一四石四斗八升、田率糸綿、官物絹、色々物等、諸祭机等が宛て課された²¹。一条院造営料はこのほか東大寺領撰津国水成瀬莊で材木が宛て課されたことが確認できる²²。この時の大井莊住人等の訴えによれば、これらの御馬雑役・造営料の賦課の根拠となったのは、前司任中の「合残田二町余」の存在であった²³。「合残田」「合残公田」とは、田図に記載のない見作田で、新開田として収公対象となる田地を指す²³。訴えによればもともと一〇〇余町あった大井莊の田地はこの時見作二〇余町に減少しており、前例ではそうした場合には新開田を収公せず莊田に合算されていたが、当任国司はこれを収公し官物や色々雑事を賦課したのだという。ちょうどこの時期、内裏造営を前にして天喜三年三月一三日五畿内七道諸国に対して寛徳二年以後の莊園新立停止を命じる莊園整理令が発せられている。このことを考えるならば、国司は莊園整理令に基づき、莊内の新開田を収公し一条院造営料を賦課したものと考えられる。

すなわちこの段階において、造内裏料など国宛された経費の臨時加徴は、必ずしも一國平均役賦課の形をとったわけではなく、莊園整理令に基づき莊田を収公し賦課するという形でこの課役賦課も広く行われていた。国宛をうけた国司は、莊田収公と一國平均役と双方の論理を用いながらその徴収をおこなっていったのである。ただし一國平均役申請がなされるのは、この段階では明確には造内裏役に限られており、国司はそれに乗じて諸役を賦課するほかは、多くは公田賦課により徴収したとみられる。こうした諸役の多くは、国司が国宛された経費であったとみられ、この頃より「国事雑役」「国役」という名称で呼ばれるようになっていく²⁴。

さて大井・茜部莊では、こうした国司の度重なる雑役賦課に対して、改めて朝廷に免除を求め、天喜四年（一〇

五六) 閏三月二十六日、四至の画定と、国使不入・雑役免除を認める官宣旨を獲得し、改めて四至に勝示が打たれた。⁽²⁵⁾ このとき旧来の四至を越えて多くの公田を取り込んで新たな四至が画定され勝示が打たれたようであるが、東大寺はこれ以来、この天喜四年宣旨を大井・茜部荘の領有根拠として主張していく。しかし、この免除宣旨を獲得しても、国司との抗争は収まらなかった。

康平三年(一〇六〇)、東大寺は再び防河夫役・御馬通送などの色々雑役が宛て課されたと訴え免除を求めた。⁽²⁶⁾ 訴えられた美濃国司は、大井・茜部荘においては、これまで代々検田使が検田を行った後に、坪付に従って免符を発給し奉免することになっていると主張し、検田使の入勘の正当性を主張した。⁽²⁷⁾ さらに治暦二年(一一〇六六)には「陶器・草葉・砂金・御馬等使通送供給、及び方々雑役」が賦課され、「草葉代米」「前々司分附米」などの徴収も責め立てられた。⁽²⁸⁾ これまでにも度々免除を獲得しているにもかかわらず、国司交替のたびに、荘田収公を基本としながらこうした雑役賦課が繰り返されていったのである。

長久元年以降展開する荘園への諸役賦課の根拠となっていたのが、この時期の度重なる荘園整理令発令であり、東大寺にとって繰り返される諸役賦課を逃れるには、四至内に公田が存在しないことを主張する以外にはなかった。東大寺の主張は、諸役免除、国使不入という主張から、この後、四至内作田はすべて寺家所領であるという主張へと変わっていく。

三、美濃国大井・茜部荘における加納問題と諸役賦課

延久元年(一〇六九)後三条天皇のもとで発せられた荘園整理令は、寛徳二年(一一〇四五)以後の新立荘園、籠作公田、坪付なき荘を停廢し、荘園領主には諸荘園所在・領主・田數惣數を注進させるとともに、朝廷内に記録荘園券契所を設置し、券契審査を行って荘園領有を認可するというものであった。そしてその審査の原則として、荘

園領主の所持する公験に基づき、年限以前の荘園について、公験所載の坪付・田数の通り本免田を認定・確定することを明確に示したことに、この荘園整理令のもっとも大きな意義があったことは以前明らかにした通りである。²⁹ また朝廷は、この時諸国内裏造管役が一国平均役として賦課され、寺社領にも賦課が及んだことに対して、延久三年五月六日、寺社領本免田について造官用途雑物を宛て課すことを禁止した。³⁰ ただし本免田のほか籠作公田については免除しないとしており、一国平均役として賦課する場合にも、荘園整理令と同じ原則に従って本免田を認定し、それ以外の田地は籠作公田あるいは加納として、諸課役が賦課されることとなった。

大井・茜部荘では、二月二日の荘園整理令³¹発令をうけて早速国司が荘内を検注し、茜部荘の桑島を国領とし、さらに両荘の本免田は各々二〇町で、その他の六八町余りは籠作公田であるとして収公した。³² 籠作公田とみなされた六八町余のうち三〇余町は前司藤原定房の時（天喜・康平頃）に免除され、三〇町は前司源師良の任終に四力年の封戸未済の代として免除されたものであったといひ、これらを停廢の基準年限である寛徳二年（一〇四五）以後の新免という理由で停廢し収公したのである。これが造内裏役賦課の前提作業であったことは明らかだろう。

東大寺はすぐさま国司の行為を訴えるとともに、記録荘園券契所に公験を提出して先の天喜四年に下された四至画定³³・雑役免除の官宣旨を根拠に免除を要求した。その結果下されたのが延久三年六月三〇日の太政官牒（官符）である。記録所では、国司の主張した本免各二〇町、籠作公田六〇余町の主張ではなく、四至内作田はすべて寺家所領であるという東大寺の主張を容れて、加納停廢には触れずに両荘の領掌と免除を認める判決を下した。記録所の判断は、東大寺が根拠とした承和一四年（八四七）坪付・天延元年（九七三）寺家用途帳をもって、停廢基準年限である寛徳二年以前の公験とみなしたものと考えられ、官牒には両荘の四至と承和一四年坪付の田数（大井荘二五〇町、うち見作は五七町三段、茜部荘田数八九町三段、うち見作三四町六段）を記載した。しかし東大寺のねらいは、四至内作田すべてを寺家所領とすること、加納の存在を否定することにあつた。実際には、天喜四年の四至画定・榜示打ちの段階で多くの公田が打ち籠められていたらしく、また承和一四年坪付自体も疑わしい。しかしこ

うした裁決が出されたことで、国司も大井荘については訴え申すことがあるとしながらも、しぶしぶこれに従い、現地では改めて官使・本寺使・在庁官人立ち合いのもと四至に勝示が打たれることとなった。³⁴ 延久荘園整理令が出されていち早く現地で収公をおこなった国司の動きに対して、東大寺は朝廷での公験審査を利用して、承和一四年という年紀の文書を持ち出し免除の官符を獲得したのである。

しかし、早くも翌年延久四年には両荘に「典葉寮草葉」が宛て課されて、典葉寮が申し下した官使が数十人の従類を引率して荘内に乱入するということが起こり、³⁵ その後も荘園整理令に基づき加納の存在を主張して雑役を賦課する国司との抗争は収まらなかった。

承保二年（一〇七五）閏四月二三日、内裏造宮を機にふたたび荘園整理令が発せられた。国司藤原定房は、それに基づき勝示を抜き棄て国使・官使を乱入させ連日国役を宛て課し、雑物を押し取ったという。³⁶ 国司の根拠は荘園整理令の「加納田畠は起請前後を論ぜず一切禁竭」という文言であった。東大寺側は、加納や後免は一切ない、在庁雑任や両郡司等が偽って加納が存在すると申しているのだ、と主張したが、その間にも国検田使や「切宛齋宮寮米五十石使」によって雑物を押し取られたという。³⁷

また寛治元年（一〇八七）次の国司高階公俊は検田使を入勘させ官使通送役を宛て課した。その根拠は、本免二五〇町のほか加納が一六〇余町余あるということであった。³⁸ 東大寺は四至内作田すべて寺家所領と主張しているの

で、本免二五〇町についても否定し、また加納一六〇町余についてもいつの加納なのか、と反論している。

さらに嘉保二・三年（一一九五・六）にも、国衙検田と加納をめぐる国司源義綱との争いが起こった。³⁹ 発端は、先の寛治元年に朝廷が東大寺の主張を容れて免除を認めながらも、国司に四至内外の検田を行い、もし四至内に公田が存在した場合には証文を副えて言上するようにと但し書きをつけ命じたことにある。それに基づき強硬に検田を行おうとする国司と、近隣の武士勢力源国房を庄司に起用して入荘を防ごうとする両者の間で武力衝突が起きた。その結果嘉保二年（一一九五）に検田使・官使による検田が行われたらしく、大井荘の見作田数は一八八町八段三

〇〇歩、茜部荘は四〇町八段二四〇歩と確認された。国司側が問題としたのは、このうち加納がどのくらい存在するかであった。加納公田の存在自体を否定する東大寺に対して、国司側は在庁官人や古老図師の証言を得ながら、これまで免除してきたのはそれぞれ二〇町か三〇町で、残りは公領として官物を弁済してきたのだと主張した。国司がこの時確認した田数のうち、大井荘は、本荘四至内が三六町九段一二〇歩、四至外の新立勝示内、すなわち加納公田が一五一町九段一八〇歩、茜部荘は、見作田のうち免田が二〇町、加納二〇町八段二四〇歩とされた。国司は延久時の原則にのっとり、本免田以外の加納公田を把握し、そこに諸役を賦課しようとしたのである。この時の大井・茜部荘関係史料のなかには現れないが、この頃から嘉保二年（一〇九五）の内宮遷宮、承德元年（一〇九七）の外宮遷宮に向けて役夫工米の賦課が諸国で行われはじめ、寛治七年（一〇九三）には美濃国の「東大寺庄園加納田」にも役夫工米が宛て課されようとしていた。⁴⁰度々の免除宣言にもかかわらず加納の田数を明確化しようとした国司の動きは、この役夫工作料の賦課と関連していたと考えられるだろう。

嘉保三年時も結局国司の主張は退けられ、東大寺の主張通り免除が命じられることとなった。しかし興味深いのは、この後、大井荘では「一卷三枚 長元元年坪付」「一卷二枚長元二年官物結解」が存在し、⁴¹長元元年（一一〇四）・二年に検田のうえ官物賦課がなされたことがわかるのである。度々の免除にもかかわらず、東大寺は、大井荘内に加納公田が存在することを認め、官物賦課を受け入れざるを得なかったのである。また度々の免除も、同じくその都度出される荘園整理令に対して絶対的な効力をもつものではなかったことも明らかであろう。

嘉承二年（一一〇七）一〇月三〇日には「官使を使わし、寛徳二年以後の新立荘園・加納田畠等を停止せしむべし」との宣旨（荘園整理令）が発せられた。美濃国司はそれにしたがって、大井荘には加納があるとして注進し、大井荘を停廃したが、東大寺もすぐさまこれを訴え、国司の主張を退け、官使・本寺使・国使立ち合いのもと再度勝示打ちをおこなった。⁴²だが天仁二年（一一〇八）にも、国司から防河役が賦課され、またしても東大寺は防河役免除に関わる長久・康平の宣旨を根拠として免除を主張しなければならなかった。⁴³

国司から宛て課されるこうした課役は、東大寺のような大寺院でこそその都度免除を獲得し得たが、荘園整理令によって見出される加納公田の存在は、度重なる諸役の賦課を招くものであった。だがこの後、役夫工米の一国平均役賦課が展開していくなかで、大井・茜部荘と国司の抗争はまた異なる様相を示すようになる。

三、美濃国大井・茜部荘への一国平均役賦課

永久二年(一一一四)内宮式年遷宮、永久四年(一一一六)外宮式年遷宮は、一国平均役の成立史において大きな意味をもつ。この時の役夫工米が広く諸国に一国平均役として賦課されたのである。天永二年(一一一一)大井・茜部荘にも、造伊勢大神宮役夫工が賦課された。これは「神社仏寺を論ぜず宛て催すべし」という一国平均役としての賦課であった⁴⁴。東大寺は荘の先例として、「かくの如き臨時の大事、防河、造宮、御馬等の役」はまったく勤めておらず、もし先例に背いてこうした役を国司が賦課してきた時には、子細を言上して必ず裁許を蒙ってきたと主張し、翌天永三年免除の宣旨を得た。

永久二年(一一一四)二月、今度は外宮式年遷宮のための役夫工米徴収として、大井荘に役夫工使數十人が乱入し、巨多の済物を責め取った。さらに五月上旬から七月上旬までの七・八〇日間、役夫工使が大井荘に滞在して荘内損亡し住人を凌礫し、その間の供給雑事は数千疋にも及ぶ莫大な出費となった。其の間、役夫工勤否の先例が確認され、先例がないということで免除の宣旨が下されたが、押し取られた物が返却されず、東大寺は本来の用途である華厳会・法花会の用途が出せず、恒例の勤めが失墜してしまうと訴えた。この時の東大寺が訴えたのは、催使に取られた済物の返還であったが、興味深いのは、それに対して催使が「国司の配符に基づいて国内荘園に催徴したのであって、本新免など知らずに催徴した」と陳べていることである。そして判決では「本免分」の返却が命じられた⁴⁵。端裏書には「役夫工五十町役免宣旨」とあり、本免分は五〇町であったことがわかる。五〇町の所当役夫

は、一〇〇人分作料二五石、この時押し取られたのは六〇人分であったという。⁴⁶すなわちこの時の役夫工米賦課は、本免田にも及ぶものであり、またこの五〇町とは、延久官符に記載された天延元年寺家用途帳五〇町、いわば登録された本免田数であった。

ただしこの時徴収した作料の返却をめぐることは、造宮所（造宮使）が返弁するのか、それとも国司の責任として在国で返弁するのが問題となった。一旦は造宮使に返弁が命じられたが、造宮使は、官使が造宮所を譴責するのでかえって神祇の威は衰えてしまう、美濃国では役夫九六人作料一四石が未済となっているので官使を在国に遣わしてその未済を徴収することで返弁に宛てたらどうかと訴えた。⁴⁷結局この問題は、先の命令通り造宮使が返弁し、かつ在国未済は国司が慥かに徴収するよう命じられたが、問題が国内のみで済まらず造宮使・造宮所まで及び、国内にはいまだ未済があるのに造宮所から返弁するという結果となった。その影響もあつてだろうか、この後、役夫工米の一国平均役賦課が恒例化し大嘗会役なども出そう一二世紀中葉には、大井・茜部荘にこれらの諸役が賦課された徴証はない。以後は隣接する郷や荘園との間の境をめぐる相論へと転回していくのである。

大井・茜部荘では、伊勢神宮の役夫工米徴収がはじまり、一国平均役賦課が本格化していく時期に、ようやくその度重なる賦課を免れることになった。大井・茜部荘にとつては、本免田にまで及んだ役夫工米賦課の開始が、それまでの国司との抗争を一応は終息させ、荘園支配を確立していく画期となったといえるだろう。

さて一国平均役の制度的確立の大きな画期となる保元段階において、大井・茜部荘はどのように位置づけられていったのか。保元の乱に勝利した後白河天皇は、保元元年（一一五六）閏九月新制を発し、新立荘園の停止・加納の停止を命じるとともに、記録所を設置し、寺社に対して所領と仏神事用途の注進を命じた。これは後白河天皇のもと信西が主導しておこなった内裏新造の用途徴収のためであり、この時から造内裏行事所が造内裏役を賦課する諸国荘園の田数を把握し、造内裏行事所の発給した切符によつて徴収が行われることとなった。

東大寺も保元二年八月から九月に「封戸荘園文書目録」「相折恒例寺用注文」「荘園田数所出注文」などを記録

所に提出した⁴⁸。この時大井・茜部荘に造宮料が賦課された徴証はない。内裏造宮は二月にはじまり、三月には東大寺領伊賀国北柚出作に造内裏行事所から長橋廊五間の材木その他の造宮料が宛て課され、一〇月には新造内裏に遷幸しているので、造内裏役の賦課と寺社相折・寺社領文書の審査・確認は同時に進行していたものと思われる。造内裏行事所の切符が確認できるのは、伊賀国の東大寺領出作であり、基本的には寺社領本免田を除いた荘園・公領に賦課が行われたのではないかと考えられる。

大井・茜部荘に関しては、記録所で進上された文書の審査が行われ、大井荘の天平勝宝八年、茜部荘の天徳四年の文書と、延久官符の四至が相違しているとして、天喜四年宣旨の追加進上が命じられた⁴⁹。その結果、保元三年（一五八）四月一日、記録所での審査を経て、延久官符の通りに領掌が認められることとなった⁵⁰。

保元の造内裏役の済例は、その後の造内裏役賦課の先例となっていた。承安四年（一一七四）の内裏造宮に際しては、保元当時行事弁を勤めた藤原惟方のもとに残された「保元諸国卅三ヶ国庄々支配文書」が尋ね出され、それに基づいて「庄々免否并支配之体」が確認され賦課されることとなり、また承安四年（一二二二）においても保元の例によって諸国荘園に支配することとし、「保元免除証文」の有無が免否の根拠とされた⁵²。しかし、平山浩三氏が明らかにしているように、一国平均役の済例は個々の課役ごとに異なっており、必ずしも一国平均役全般に及ぶものではなかった⁵³。大井・茜部荘は保元では賦課されなかったにもかかわらず、この後一国平均役の賦課がなされているのである。

仁安四年（嘉応元年）（一一六九）、大井・茜部荘に役夫工米が賦課・徴収されたことが確認できる。大井荘では、「一通一枚 仁安三年大井庄検田目録」「一通一枚 仁安四年大井庄造宮米返抄」が存在し⁵⁴、茜部荘では、嘉応元年六月八日付の造太神宮作料米返抄が残されている⁵⁵。永万二年（一一六六）七月には「保元勅事国事等免除宣旨」すなわち保元三年四月一日官宣旨が進上され、仁安二年（一一六七）にも関係文書が進上されているが、これはこの役夫工米賦課に関わるものであろう⁵⁶。東大寺は「永久年中（一一三〇）」には国司が子細を知らずに造

太神宮役夫工を切り宛てたが、寺家から訴えたところ免除の宣旨を賜った。よって今回も免除してほしい」と申請し、免除宣旨が出されたものの⁽⁵⁷⁾、返抄の存在はそれを免れなかったことを示している。

寿永三年（一一八四）には再び加納問題が浮上した⁽⁵⁸⁾。これは後鳥羽天皇の大嘗会役賦課に関わるものであると考えられ、寛徳二年以後新立庄園・加納田⁽⁵⁹⁾の停廃を命じた莊園整理令に基づいて加納に大嘗会役が賦課されたものとみられる。保元の免除は、一つの先例ではあったものの、絶対的な効力を持つものではなかった。

以上、一一世紀中葉以来大井・茜部荘に賦課されてきた諸役、一國平均役の実態をみてきた。大井・茜部荘に關して言えるのは、賦課・免除が繰り返されるなかで、永久年間の役夫工米賦課が本免田にまで拡大して賦課を強行したことがひとつの転換となったことである。それとともに収公にともなう官物・諸課役の問題はなくなり、加納の有無ではなくもっぱら一國平均役免除が問題になっていったことである。それは、一國平均役賦課全般で見ただ場合、どのように位置づけられるのだろうか。

四、一國平均役賦課の成立過程

主要な一國平均役の開始（初見）時期は、長元四年（一〇三一）宮城大垣役、長久元年（一〇四〇）造内裏役を早い例として、延久六年（一〇七四）野宮役、嘉保二年（一〇九五）役夫工、康治元年（一一四二）大嘗会役となり、ここに主要な一國平均役が出そろう。そのなかで大井・茜部荘で重要な意味をもった役夫工に注目したい。

式年遷宮にあたり、内宮・外宮の造営経費が「役夫工」として全国規模で賦課されたのは、嘉保二年（一〇九五）内宮、承徳元年（一〇九七）⁽⁶¹⁾外宮遷宮の時からである。しかし上島享氏は、この時には伊賀では官物の一部が役夫工に宛てられていることから一國平均役として賦課されたのではなく、役夫工が広く一國平均役として賦課されるのは、次の永久二年（一一一四）内宮、同四年外宮の式年遷宮からであると指摘している⁽⁶²⁾。

先に見たように美濃国大井・茜部荘では、天永三年(一一一二)「神社仏寺を論ぜず、宛て催すべし」という宣旨により内宮役夫工が宛て課され、それに対して東大寺は免除を申請しており、⁶³役夫工が一国平均役として賦課されたことは間違いない。だが、この時の役夫工米に関して賦課(免除)関係史料で残存しているものは、荘内に加納を含む大井・茜部荘、寛治三年(一一〇八九)に醍醐寺領となり国司奉免庁宣を得た得蔵保、⁶⁴一切経保などの保、そして出作を含む東大寺領伊賀国黒田杣であり、⁶⁵いずれも加納や出作あるいは新立の保であった。しかし続く永久四年(一一一六)、外宮役夫工米が大井荘に宛て課されたとき、本免新免を分かつた賦課され、本免五〇町分の役夫料が徴収された。ここに役夫工米の賦課範囲が本免田にまで拡大しはじめた様相がうかがえるのである。⁶⁶

さらに次の長承二年(一一三三)内宮、保延元年(一一三五)外宮遷宮においても、「官符本田」にまで役夫工が賦課されるという事態が生じた。天承元年(一一三一)河内国の醍醐寺領荘園の官符本田に造伊勢太神宮作料米が宛て課され、寺家からの訴えにより免除が認められている。⁶⁷また近江国柏原荘には、寛治・永久の遷宮の際には国司から役夫工米を宛て課されなかったのに、今回はじめて賦課されたとして訴えている。⁶⁸同じく越前国牛原荘も先例では賦課されていなかったが今回はじめて賦課されたようである。⁶⁹柏原荘は、故待賢門院賢子御願の醍醐寺円光院領の荘園として応徳三年(一一〇八六)太政官符をもって立てられた荘園であった。しかしそこにも賦課が及んでいったのである。

長承三年(一一三四)には外宮役夫工を賦課国内に賦課した丹波国司が、二十年一度の重事、諸国合応の課役であるため「権門勢家の荘を論ぜず、神社・仏寺の領を誦わず、国内一同に徴し下」したが、諸荘園はその威を募つて難済しているとして、官使を申請し本宮使とともに荘荘領家に対して京都で催済(京済)して欲しいと申請し、許可を得た。⁷⁰二〇年に一度の役夫工米の賦課が重ねられるなかで「諸国合応の課役」として認識され賦課・徴収されていったと考えられる。

さらにこの時の役夫工米の後、保延二年(一一三六)に「勅事」の語が見られるようになる。また保延二年には

鳥羽院新御願寺用途、保延四年には崇徳天皇御願寺成勝寺造宮用途が莊園に賦課され、さらに永治元年（一一四一）近衛天皇即位にともなう大嘗会役がはじめて一國平均役として諸國に賦課された。さらに齋宮交替にともなう齋宮帰京雑事、初齋宮・初齋院召物、野宮役などが次々と賦課されていくのである。また保延五年（一一三九）には前年一月に焼失した土御門内裏が造営されており、おそらくその造内裏役も諸國に賦課されたものと考えられる。⁷²

この時期、大井・茜部莊では一國平均役の賦課はなされなかったが、莊園によっては度重なる賦課がこの時期重くのしかかった。長承二年（一一三三）内宮遷宮に際してはじめて役夫工米が賦課された近江國柏原莊では、保延四年（一一三八）には新御願寺（成勝寺）壇築役、翌保延五年には公卿勅旨役、翌保延六年には日吉造宮役が賦課され、さらに康治元年（一一四二）大嘗会役が切り宛てられた。⁷³ いずれも訴えにより免除されたが、役夫工米賦課を契機として諸役の一國平均役賦課が重ねられていったのである。

上島氏は、代表的な一國平均役が出そろいすべて一國平均に賦課されるようになった康治二年（一一四三）を、「八箇公事」「勅事」「院事」などの言葉の出現に注目して、一國平均役が定着し一つの租税として扱われはじめた時期として注目した。⁷⁴ さらに康治二年八月の安樂寿院領一括免除などこの時期権門所領の一括免除が登場し、これが一國平均役の免除獲得を目的としたものであったことも指摘している。⁷⁵ いずれも重要な指摘であるが、さらに付け加えるならば、この康治二年の歎喜光院領、安樂寿院領の安堵は、この時期の立て続けに賦課された一國平均役、特に直接には康治元年の大嘗会役の賦課を受けたことを契機として出されたものであったことである。歎喜光院領一括免除では、もとよりみな不輸の地で、國郡の催しに随うことはなかったもので、「役夫作料・造内裏役・大嘗会・初齋宮初齋院等召物ならびに丹波國多紀庄大嘗会所役、大和國波多庄・摂津國富嶋庄等の野宮所課・齋宮帰京役」の「八箇公事」「大小國臨時雑事」を免除して欲しいと求めた。また安樂寿院領の場合には「役夫工作料・造内裏役・大嘗会・初齋宮院召物、并に山城國芹河・真幡木庄の野宮垣、河内國輦呂岐庄の同役并齋宮帰京役」「この七箇公事、兼又大小國役臨時雑事」と記されるように、長承二年の役夫工以降に賦課されたものを列挙し、「公

務」と称して徴使が荘内に入ることも「寺領の費」だとして免除を求めたのである。具体的に芹河荘・真幡木荘の野宮垣などと記されるように、実際に荘園における諸役の切り宛て、徴使の入部という事態を受けて出された免除申請であったといえるのである。

またすでに長承二年（一一三三）の段階で紀伊国五ヶ荘の官物・臨時雑役免除の太政官符を得ていた大伝法院領においても、康治元年の大嘗会役においては、官使・国目代・在庁官人等が荘内に乱入し、寺僧を捕らえ搦めたりかりでなく、山下所司神人寄人三一人を凌礫して衣服・乗馬を奪い取り、供料を押し取り、さらに数百の軍兵・数千の人夫をもつて強制徴収を行い、荘内の観音堂や僧房・政所・在家等を焼失されたという。⁷⁷「天下一同公役、国内平均所課」⁷⁸「勅事」の名の下に、強制徴収が行われた。

このような事実注目するならば、鳥羽院政の開始、そして近衛天皇即位、という政治的な流れのなかで、一〇年ほどの間のなかで、勅事・院事としてこれら一国内平均役の賦課が重ねられたことで、一国内平均役が急速に定着していったといえるだろう。

この後、久安二年（一一四六）・三年には、新御願寺（延勝寺か）の造営料・召物が諸荘園に賦課され、⁷⁹久安六年（一一五〇）には久安四年に焼失した土御門内裏の造営役が賦課され、⁸⁰そして再び次の伊勢神宮式年遷宮（仁平二年（一一五二）内宮、久寿元年（一一五四）外宮）に向けての役夫工米賦課がはじまった。⁸¹さらに続けて、久安六年に齋宮妍子内親王が病により退下し、翌年齋宮に卜定された喜子内親王の群行に向けた野宮役の賦課も加わった。⁸²久安六年（一一五〇）の東寺領伊予国弓削荘では同時に伊勢役夫工米、土御門内裏造営料材木、乳牛役の「三箇勅事」が賦課され、さらには国司任初にあたって膳机九一前、塩一四二籠、使者の祇候料、在荘中の饗膳などの負担が重くのしかかり、さらに貢蘇雜事、造延命堂材木まで賦課されたのである。⁸³これらはいずれも荘住人等の訴えにより免除された。しかし多くの荘園公領には、この時期こうした「勅事」「院事」が同時に賦課されていたのである。

ただし、ここに至るまで、その免除は一括免除を含めて個別課役の賦課に対してその都度求められていったものであり、大井・茜部荘を見ても、賦課と免除を繰り返した。また賦課についても、延久荘園整理令に示された寺社本免田を除外するという原則はあったものの、現実には荘園整理に反する立荘が展開している状況のなかで、実際には個別の権力関係に拠るところも少なくなかったと思われる。つづく保元の内裏造営において打ち出された方針は、一国平均役の免除・賦課に一応の原則を示し、勅事・院事の徴収を合理的かつ確実なものとするとともに、寺社領本免田を保証し荘園の領有体系、荘園・公領の枠組みを整理していくことを目指すものであったのではなからうか。

おわりに

以上、主として美濃国大井・茜部荘における諸役賦課の様相を明らかにすることから、一一世紀四〇年代から一二世紀中葉・保元に至る一国平均役成立の様相を見てきた。一一世紀中葉から後半、大井・茜部荘では、一国平均役として賦課されはじめた造内裏役とともに、国宛された経費の転嫁による諸役賦課が繰り返しおこなわれた。延久以後一一世紀末には、荘園整理を基調とすることは変わらず、国司はそれに基づき加納田数を把握することで、寺領への諸役賦課を展開していく様相が窺えた。そして一二世紀、永久・長承の役夫工米賦課は、荘園をも対象とした一国平均役の本格的展開の起点となるものであった。さらに、鳥羽院政期に入り、勅事・院事として役夫工・造内裏・大嘗会・野宮役が重ねられることで一国平均役が定着していった。その過程の中で荘園の本免田に対する一国平均役賦課も展開していったのである。保元の荘園整理令、造内裏役の一国平均役賦課のもった意義はそうした流れのうえに捉えなければならぬ。

(1) 上島章「経費調達制度の形成と展開」『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一〇年。

(2) 上島前掲注1著書六九五頁。

- (3) 本郷恵子『中世公家政権の研究』（東京大学出版会、一九九八年）一六八頁。
- (4) 高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』（塙書房、二〇〇四年）、鎌倉佐保①「荘園整理令と中世荘園の成立」（『日本中世荘園制成立史論』塙書房、二〇〇九年所収、初出は二〇〇六年）、②「荘園制と中世年貢の成立」（『岩波講座日本歴史』第6巻、中世1、岩波書店、二〇一三年）。
- (5) 川端新『荘園制成立史の研究』（思文閣出版、二〇〇〇年）。
- (6) 小山田義夫『一国平均役と中世社会』（岩田書院、二〇〇八年）、石井進「院政時代」（日本史研究会・歴史学研究会編『講座日本史2』東京大学出版会、一九七〇年）、詫間直樹「一国平均役の成立について」（坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、一九八七年）、森本正憲「二国平均の役について」（『九州中世社会の基礎的研究』文献出版、一九八四年）。
- (7) 上島亨「一国平均役の確立過程——中世国家論の一視角——」（『史林』七三巻一号、一九九〇年）。
- (8) 『小右記』寛弘八年八月二十七日条。
- (9) 『小右記』長元四年九月一三日条。
- (10) 寛仁元年十月十六日官宣旨案（醍醐雜事記、『平安遺文』四七九号）
- (11) 小山田義夫前掲注6著書。
- (12) 拙稿注4②論文。
- (13) 大井・茜部荘については『岐阜県史』通史編中世（岐阜県、一九六九年）第六章「東大寺領大井荘」（執筆大山喬平）、「東大寺領茜部荘」（執筆小泉宣右）に本稿で述べる国衙との抗争、荘園整理等の問題が述べられており、特に本稿では扱えなかつた在地社会の動向を踏まえて荘園支配の成立が論じられている。
- (14) 長久元年十二月二十八日官宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』五八六号）。
- (15) 天喜二年二月二十三日官宣旨案（東南院文書、『平安遺文』七一一号）。
- (16) 『春記』永承五年三月十五日条。
- (17) 天喜二年二月二三日官宣旨（石崎直矢氏所蔵文書、『平安遺文』七〇九号）。
- (18) 天喜二年二月二十三日官宣旨（東南院文書、『平安遺文』七一〇）、同年月日付官宣旨（同前、『平安遺文』七一一号）。
- (19) 天喜二年七月二十八日美濃守高階業敏請文（東南院文書鹿田静七氏所蔵文書、『平安遺文』七一九号）。
- (20) 天喜三年十一月二十六日美濃国大井荘住人等解案（内閣文庫美濃国古文書、『平安遺文』七四八号）。
- (21) 同前。
- (22) 天喜四年三月十日為時解（東大寺文書、『平安遺文』七六八号）。
- (23) 坂本賞三『日本王朝国家体制論』東京大学出版会、一九七二年、三四頁。

- (24) 国役の初見は天喜二年七月二五日官宣旨案（黒田太久馬氏所蔵文書、『平安遺文』七一八号）。なお前稿（注4②）では、国役を一国平均役と区別される臨時雑役としたが、天喜二年以降史料上にあられる国役は、一〇世紀以来の臨時雑役とは異なる国宛された経費の国内転嫁の課役として理解したい（井原今朝男『日本中世の国政と家政』校倉書房、一九九五年、一〇一頁参照）。
- (25) 天喜四年閏三月二十六日官宣旨案（東大寺文書、『平安遺文』七九〇号）。
- (26) 康平三年五月二十九日官宣旨案（東南院文書、『平安遺文』九五六号）、康平四年閏八月七日官宣旨案（同前、『平安遺文』七三三号）。
- (27) 康平四年閏八月二十日美濃国司解案（東南院文書、『平安遺文』九七四号）。
- (28) 治暦二年正月十九日官宣旨案（東南院文書、『平安遺文』九九八号）、治暦二年二月十八日美濃国符案（同前、『平安遺文』九九九号）、知略二年二月十九日美濃国安八郡司解案（同前、『平安遺文』一〇〇〇号）。
- (29) 前掲注4拙稿①論文。
- (30) 延久三年五月六日官宣旨案（東大寺文書、『平安遺文』一〇五七号）。
- (31) 「神社仏寺院宮王臣家諸庄園、或停止寛徳二年以後之新立庄、或僥倖地相博脇腹、或恣駟平民籠隠公田、或無定坪付庄、或諸庄園所在領主田畠惣数、慥注子細可経言上、」（延久元年八月二十九日筑前国嘉麻郡司解案、東大寺文書、『平安遺文』一〇三九号）。
- (32) 延久二年七月七日官宣旨（東大寺文書、『平安遺文』一〇四六号）。延久二年七月二十四日官宣旨（同前、『平安遺文』一〇四八号）。
- (33) 延久三年六月三十日太政官牒案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一〇六一号）、同年八月十一日美濃国司解案（同前、『平安遺文』一〇六五号）。
- (34) 延久三年八月十一日美濃国司解案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一〇六五号）、嘉保三年五月二七日官宣旨案（同前、『平安遺文』一二五三号）。
- (35) 延久四年九月一日官宣旨案（東南院文書、『平安遺文』一〇八二号）。
- (36) 承保二年八月二三日官宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一一一八号）。
- (37) 承保二年十二月二十八日官宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一一二二号）。
- (38) 寛治元年八月十六日官宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一二五五号）。
- (39) 嘉保三年五月二七日官宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一三三三号）。
- (40) 『後二条師通記』寛治七年二月十四日条。

- (41) 仁平三年四月二十九日東大寺諸莊園文書目錄(守屋孝藏氏所藏文書、『平安遺文』二七八三号)。
- (42) 年月日未詳官宣旨案(根津嘉一郎氏所藏文書、『岐阜県史・史料編 古代・中世三』茜部莊古文書一〇一号、嘉承三年六月二十四日美濃国安八郡司等解案(内閣文庫所藏美濃国古文書、『平安遺文』一六八九号)。
- (43) 天仁二年九月十四日官宣旨案(内閣文庫所藏美濃国古文書、『平安遺文』一七〇九号)。
- (44) 天永三年二月七日官宣旨案(内閣文庫所藏美濃国古文書、『平安遺文』一七六五号)。
- (45) 永久三年三月十一日官宣旨案(東南院文書、『平安遺文』一八一七号)。
- (46) 永久四年六月十八日官宣旨案(内閣文庫所藏美濃国古文書、『平安遺文』一八五五号)。
- (47) 永久四年六月十八日官宣旨案(内閣文庫所藏美濃国古文書、『平安遺文』一八五五号)。
- (48) 保元二年九月二十八日記録莊園券契所寄人文書請取状(東大寺文書、『平安遺文』二九〇四号)。
- (49) 保元二年八月二十二日東大寺請文案(東大寺文書、『平安遺文』二八九四号)、保元二年八月日東大寺三綱請文案(股野文書、『平安遺文』二八九七号)、保元二年九月日東大寺領美濃国大井茜部莊文書目錄(内閣文庫所藏美濃国古文書、『平安遺文』二九〇八号)。
- (50) 保元三年四月十五日官宣旨(内閣文庫所藏美濃国古文書、『平安遺文』二九一八号)。
- (51) 『吉記』承安四年二月二十九日条。
- (52) (承久二年)七月八日右京亮某奉書(民経記寛喜三年八月卷裏文書、『鎌倉遺文』二六二四号)。承久四年四月五日太政官符(随心院文書、『鎌倉遺文』二九四〇号)。
- (53) 平山浩三「一國平均役の済例について」、『日本歴史』五四一、一九九三年。
- (54) 安元元年八月七日東大寺諸莊園文書目錄(蜂須賀家所藏文書、『平安遺文』三七〇〇号)。
- (55) 嘉応元年六月八日美濃国茜部莊造太神宮作料米返抄(東大寺文書、『平安遺文』三五〇六号)。
- (56) 仁安二年十一月二日東大寺領美濃国大井茜部莊文書進上状(東大寺文書、『平安遺文』三四三九号)。
- (57) 年月日未詳官宣旨案(古文書雑集、『平安遺文』補三四五号)。
- (58) 寿永三年六月一日官宣旨案(東洋文庫所藏「原無題」(東大寺文書))。
- (59) 茜部莊に関して「元暦元年大嘗会役免除院宣二通」の存在が確認できる(承安五年五月一七日東大寺文書目錄写、狩野亨吉氏蒐集文書、『平安遺文』三六八五号)。
- (60) 「役夫工」の初見は寛治七年(二〇九三)『後二条師通記』二月一四日条である。
- (61) 嘉保元年十二月七日官宣旨案(根津美術館所藏文書、『平安遺文』一三三六号)。
- (62) 上島前掲注1著書五八四頁。天永元年六月十二日加賀国司庁宣案(醍醐雜事記、『平安遺文』一七二七号)、天永三年二月七

日官宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一七六五号）、天永三年三月日近江国司庁宣案（東洋文庫所蔵民経記天福元年五月卷裏文書、『平安遺文』一七六七号）。上島氏は、前回の式年遷宮の時には見られなかった役夫工を荘園に対して免除した国司庁宣が残っていることも、役夫工が一国平均に賦課されていた傍証と見ている。

(63) 天永三年二月七日官宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一七六五号）

(64) 寛治三年十月日加賀国司庁宣案（醍醐雑事記、『平安遺文』二二八一号）、同年十月二日加賀守藤原家道書状（醍醐雑事記、『平安遺文』二二八二号）。

(65) 永久二年八月二十六日官宣旨案（東南院文書、『平安遺文』一八〇八号）。

(66) 永久三年三月十一日官宣旨案（東南院文書、『平安遺文』一八一七号）、永久四年閏正月十六日鳥羽天皇宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一八四八号）、永久四年六月十八日官宣旨案（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『平安遺文』一八五五号）。

(67) 天承元年八月六日官宣旨案（醍醐雑事記、『平安遺文』二二〇四号）。

(68) 長承二年三月一日官宣旨案（醍醐雑事記、『平安遺文』二二六六号）。

(69) 長承二年九月二十一日越前国司庁宣案（醍醐雑事記、『平安遺文』二二八七号）。

(70) 長承三年正月二〇日官宣旨案（東寺百合文書才、『平安遺文』二二九七号）。

(71) 『園太曆』保延五年八月七日条。

(72) 永治元年八月四日太政官符案（根来要書、『平安遺文』二四四六号）。康治元年六月十四日越前国守下文案（醍醐雑事記、『平安遺文』二四七三号）。

(73) 保延四年九月十六日官宣旨案（醍醐雑事記、『平安遺文』二三九三号）。保延五年二月八日權中納言藤原頼奉書（醍醐雑事記、『平安遺文』二四〇二号）、同年二月八日近江守憲方請文案（同前、『平安遺文』二四〇三号）。康治元年九月十九日官宣旨案（同前、『平安遺文』二四七八号）。

(74) 上島注1著書五九八頁。

(75) 上島亨「庄園公領制下の所領認定―立荘と不輸・不入権と安堵―」『ヒストリア』一三七号、一九九二年）。

(76) 康治二年六月十三日太政官牒案（東大寺文書、『平安遺文』二五一四号）、康治二年八月十九日太政官牒案（安楽寿院古文書、『平安遺文』二五一九号）。

(77) 康治元年十月十一日紀伊国大伝法院三綱解案（根来要書、『平安遺文』二四八一号）。

(78) 同前。

(79) 久安二年十一月十二日河内国司庁宣案（醍醐雑事記、『平安遺文』二五九三号）、久安二年十一月十三日兵部權大輔平時信奉

書案（同前、『平安遺文』二五九四号）以上醍醐寺領河内莊に対する免除。久安三年正月二十六日官宣旨案（東寺文書射、『平安遺文』五〇一七号）、久安三年二月十一日撰津国雜掌奏成安解（同前、『平安遺文』五〇一八号）以上東寺領垂水莊に対する免除。久安三年五月二十八日紀伊国神野莊住人解（神護寺文書、『平安遺文』二六一二号）。久安四年八月四日河内国司庁宣案（醍醐雜事記、『平安遺文』二六五〇号）、河内国司下文案（同前、『平安遺文』二六五一号）醍醐寺領若江莊。

(80) 久安六年九月十六日伊予国弓削莊百姓等解（東寺百合文書七、『平安遺文』二七〇九号）。仁平二年八月日越前国司庁宣案（醍醐雜事記、『平安遺文』二七六九号）。

(81) 久安六年八月四日河内国司庁宣案（醍醐雜事記、『平安遺文』二七〇五号）。

(82) (仁平二年) 七月六日右少弁藤原資長書狀（興福寺本信圓筆因明四相違裏文書、『平安遺文』二七五九号）、仁平二年七月十日右少弁藤原資長書狀（同前、『平安遺文』二七六〇号）。仁平二年八月一日大納言藤原伊通書狀案（醍醐雜事記、『平安遺文』二七六四号）、仁平二年八月八日大納言藤原伊通書狀案（醍醐雜事記、『平安遺文』二七六六号）。仁平二年八月十七日河内国司下文案（觀心寺文書、『平安遺文』二七六七号）。

(83) 久安六年九月十六日伊予国弓削莊百姓等解（東寺百合文書七、『平安遺文』二七〇九号）。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費24520773による研究成果の一部である。